

# <認可外保育施設等を利用されている方へ>

## 幼児教育・保育の無償化について

### 《認可外保育施設等とは...》

都道府県等に届出をした認可外保育施設（ベビーシッター、事業所内保育所含む）・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）であって所在市町村からの確認をうけた施設等のことを指します。

無償化の対象となるには、

サービス利用開始までに「施設等利用給付認定申請書」を市に提出し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※お住いの市区町村への申請となります。

※既に認定済みの方は改めての申請は不要です。

※認定を受ける以前に利用したサービスの利用料は無償化の対象となりません。

### ◆施設等利用給付認定とは？

無償化の対象となるために必要な認定です。認定の種類で無償化の対象範囲が変わります。

認定の種類	対象	無償化の範囲
新2号認定	<u>保育の必要性がある</u> 3～5歳児の子	<u>施設利用料</u> 月額37,000円まで無償
新3号認定	<u>保育の必要性がある住民税非課税世帯の</u> 0～2歳児の子	<u>施設利用料</u> 月額42,000円まで無償

#### 注意①

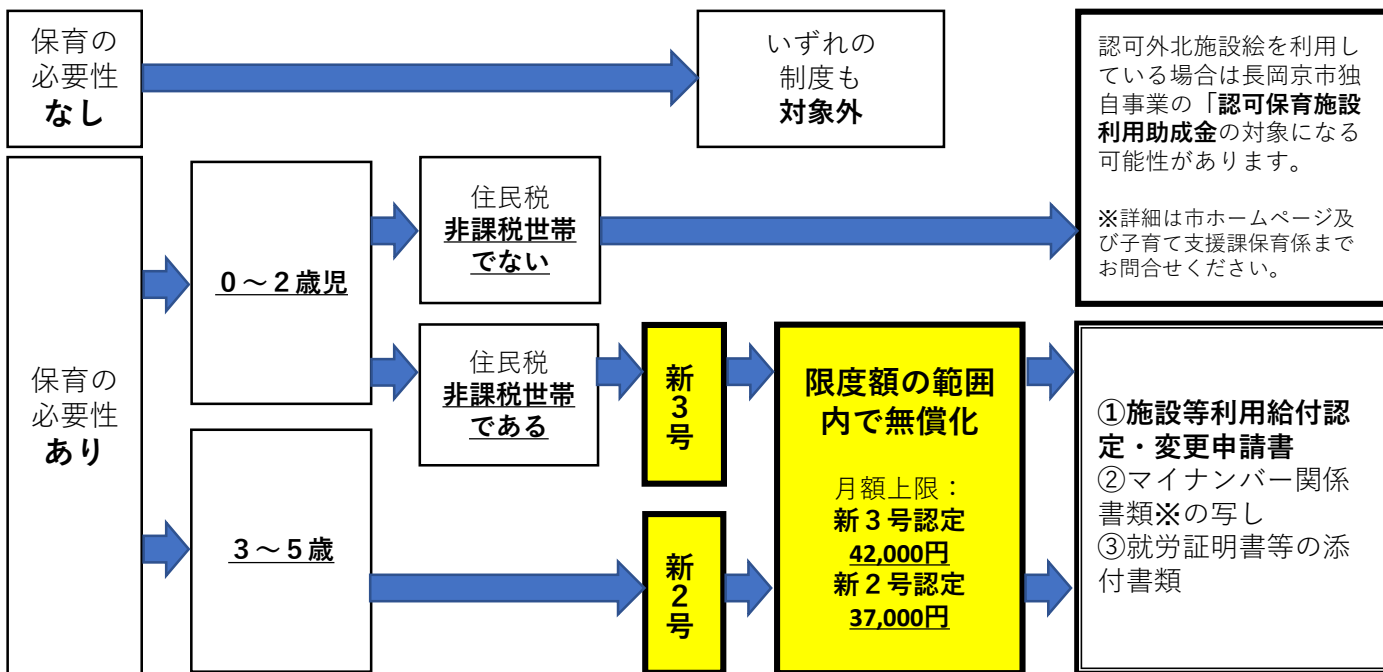
給食費、おやつ代、教材費、行事費、通園送迎費等は無償化の対象外です。

#### 注意②

上限額の範囲内であれば、認可外保育施設等の複数のサービスを組み合わせて無償化の対象とすることができます。

ただし、幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）に所属している場合は、在籍する幼稚園及び認定こども園で行っている預かり保育事業が教育時間を含め1日8時間を下回る場合、または、預かり保育事業の実施が年間200日未満の場合のみ、認可外保育施設の保育料が無償化の対象となります。

また、認可の保育園や認定こども園、小規模保育施設、企業主導型保育事業等を利用されている方については、認可外保育施設等利用分は無償化の対象外となります。



### ※マイナンバー関係書類

- ①番号確認書類 … マイナンバーカードの写し又はマイナンバー通知カード、マイナンバーが記載されている住民票など
- ②身元確認書類 … 顔写真付き身分証明書（運転免許証など）もしくは身元確認できる書類（健康保険証、国民年金手帳など）2つ

\*マイナンバーカードの写しを添付する場合は、身元確認書類の提出は不要です。

## 新2号・新3号認定に必要な書類 – 保育の必要性の確認 –

「**保育の必要性**」の認定は「**保護者のいずれも**」が、以下の「**保育を必要とする事由**」に該当する場合に認定されます。

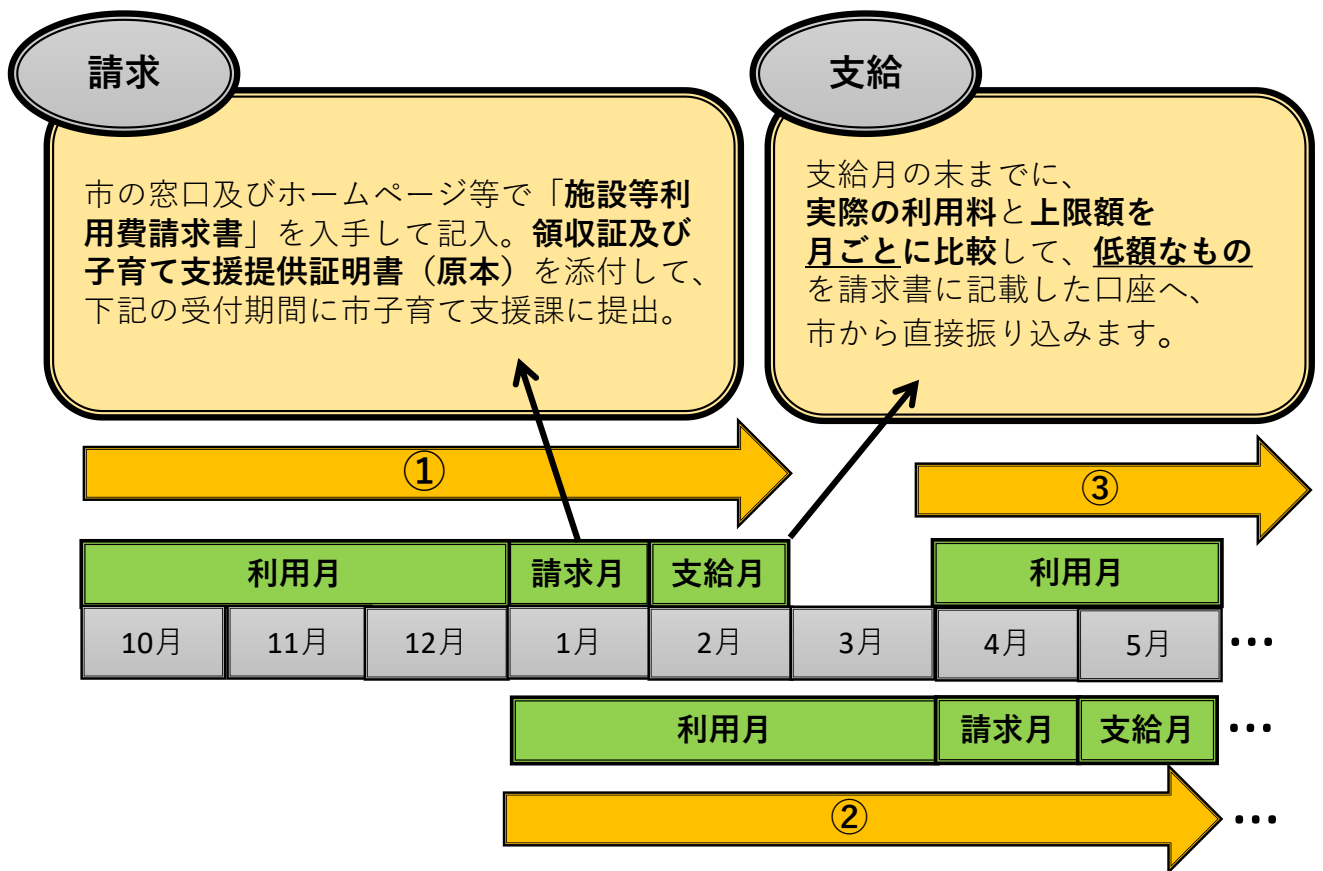
事由区分	内容	必要な添付書類
就労	月64時間以上労働することを常態としている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	就労証明書 ※自営業の場合、確定申告の写し（新規開業の場合は、開業届の写し）を添付
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない ※出産予定日の8週間前から出産後8週間経過後の翌日が属する月の末日まで	下記のうちいずれかひとつ ・表紙と分娩予定日が記載された母子健康手帳ページの写し ・出産（予定）証明書
疾病・障がい	疾病・負傷または心身に障害がある場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	<疾病>診断書 <障がい>氏名、等級、有効期限が記載された障害者手帳のページの写し
介護・看護	同居親族（長期間入院等をしている親族を含む）の常時介護・看護をしている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	下記のうちいずれか ・診断書 ・氏名、等級、有効期限が記載された障害者手帳のページの写し ・介護保険被保険者証+ケアプランの写し
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあっている ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	り災証明書
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	児童相談所等の意見書、公的機関の証明等
求職活動（年度内1回のみ）	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている ※認定日から2か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで	就労誓約書と求職活動を証明する書類（ハローワークカード等）
就学	就学（職業訓練を含む） ※卒業・終了予定日は属する月の末日まで	在学証明書、履修表等（時間割表）
育児休業	育児休業を取得する場合で、その児童が引き続き保育の必要性が認められる場合 ※就労要件で認定後、育児休業を取得する場合に限る ※認定期間は出生した子が満2歳の誕生日を迎えた後の4月30日まで	（育児休業取得期間が記載された）就労証明書

# 請求フローチャート

3か月分の利用料をまとめて申請します。申請日は利用月の翌月中（市役所の閉庁日のみ）となります。「施設等利用費請求書（償還払い用）」に必要事項を記入の上、「施設に支払った金額」、「月ごとの利用金額」、「利用日数がわかるもの」（施設から発行される利用料の領収証及び子育て支援提供証明書を添付（ファミリーサポートセンター利用分は活動報告書のみで可）して、長岡京市子育て支援課にご提出ください。

原則、申請月の翌月が支給月になります。なお、実際の利用料と上限額を比較して低額なものを支給します。

※対象になるのは新2号または新3号の認定期間のみです。そのため、該当することがわかったときは速やかにご申請ください。認定期間外の利用料は対象外となります。



## 【問い合わせ先】

〒617-8501

長岡京市開田一丁目1番1号

長岡京市健康福祉部

子育て支援課保育係

電話：075-955-9518



かしこ暮らしっく  
長岡京